

取締役の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、イング総合計画株式会社（以下「当会社」という。）の定款第22条及び第23条の規定に基づき、当会社（第19条で定義される。）の取締役の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

常勤の取締役とは、取締役のうち、当会社を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない取締役とは、それ以外の取締役をいう。

常勤の監事とは、監事のうち、当会社を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない監事とは、それ以外の監事をいう。

報酬等とは、その名称の如何を問わず、会社法で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。

費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費宿泊費を含む等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 常勤の取締役に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり1,500万円を超えない範囲で、株主総会において定める。代表取締役は、株主総会において定めた常勤の取締役の報酬等の額を、定時株主総会に報告するものとする。

常勤でない取締役に対しては、株主総会等に出席の都度、日額3万円を報酬等として支給する。ただし、常勤でない取締役に対して各事業年度に支給する報酬等の総額は、100万円を超えないものとする。

常勤の監事に対する各事業年度に支給する報酬等の額は1名当たり当た 1,500万円を超えない範囲で、監事の協議によって定める。常勤の監事は、本項又は次項の規定により定められた額を定める。常勤の監事は、本項又は次項の規定により定められた監事の報酬等の額を、定時株主総会に報告するものとする。

常勤でない監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり60万円を超えない範囲で、監事の協議によって定める。常勤でない監事は、常勤の監事が設置されていない場合、本項の規定により定められた監事の報酬等の額を、定時株主総会に本項の規定により定められた監事の報酬等の額を、定時株主総会に報告するものとする。

取締役に対しては、株主総会等に出席の都度、日額3万円を報酬等として支給する。ただし、取締役に対して各事業年度に支給する額として支給する。ただし、取締役に対して各事

業年度に支給する報酬等の総額は、酬等の総額は、200 万円を超えないものとする。

代表取締役を除く取締役に対して、講師謝金等及び執筆謝金等を支給する場合には、別表の基準に基づき支給する。

(賞与、退職慰労金等)

第 4 条 当社は、取締役に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(報酬等の支払方法)

第 5 条 常勤の取締役に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を 12 で除した金額（ただし、計算の結果、12 で除した金額（ただし、計算の結果、1,000 円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。）を毎月 15 日に、本人が指定する日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

常勤でない取締役に対する報酬等は都度遅滞なく支払うものとする。常勤でない監事に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を 2 で除した金額（ただし、計算の結果、で除した金額（ただし、計算の結果、1,000 円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。）を 6 月 15 日及び 12 月 15 日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

(費用)

第 6 条 取締役が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(改定)

第 7 条 この規程の改定は、株主総会の決議により行うものとする。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表取締役の承認を得て別に定めるものとする。

附則

この規程は、この規程は、2024 年 7 月 1 日から施行する。

<別表>

講師謝金等

1. 1 時間あたり時間あたり 30,000 円

2. 執筆謝金等 400 字あたり字あたり 2,000 円